

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	愛媛県大洲市

大洲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 愛媛県大洲市農林水産部農林振興課
所在地 愛媛県大洲市大洲690番地の1
電話番号 0893-24-2111
FAX番号 0893-24-1350
メールアドレス nourinshinkouka@city.ozu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス類・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・ノウサギ・ヒヨドリ・ドバト・タヌキ・アナグマ・カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛媛県大洲市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の実績	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	13,144千円 8.5ha
	果樹	4,815千円 16.1ha
	野菜	2,317千円 15.4ha
	いも類	4,113千円 3.3ha
	飼料作物	94千円 0.3ha
カラス類	果樹	100千円 0.4ha
	野菜	290千円 1.2ha
ヒヨドリ	果樹	150千円 0.5ha
ハクビシン	果樹	60千円 1.4ha
	飼料作物	31千円 0.5ha
ノウサギ	森林	被害数値は正確に把握できていないが、森林を中心に被害が広がっている。
ドバト	豆類	被害数値は正確に把握できていないが、豆類を中心に被害が出始めている。
ニホンジカ	森林	被害数値は正確に把握できていないが、森林を中心に被害が広がっている。 0.1ha
ニホンザル	野菜	被害数値は正確に把握できていないが、自家野菜を中心に被害が広がっている。
タヌキ	果樹	4千円 0.1ha
アナグマ	果樹	4千円 0.1ha
カワウ	魚類	被害数値は正確に把握できていないが、アユを中心に被害が広がっている。

(2) 被害の傾向

イノシシ

有害鳥獣捕獲事業及びワイヤーメッシュ柵設置等ソフト・ハード両面から対策を行っているが、年間を通じて被害が発生している。令和4年度は4,540頭を捕獲したが、依然として個体数は増加しているものと思われる。

被害区域は、中山間地域のみならず、市街地の田畑等、市内全域で被害が確認されている。3～5月のタケノコ被害をはじめ、6～10月はいも類（3.3ha）、9月以降は水稻（8.5ha）、栗・柑橘類などの果樹（16.1ha）が被害を受けている。

カラス類

有害鳥獣捕獲事業及び防護ネット設置等による防除対策を行っているが、被害は前年度と同程度で大幅な減少には至っていない。特にスイカ等の生産地である五郎地区では収穫期である夏場の被害が多い。果樹被害0.4ha、野菜被害1.2ha

ヒヨドリ

防護ネット設置等による防除対策を行っているが、被害の減少には至っていない。市内全域で農作物が被害を受けている。果樹被害0.5ha

ハクビシン

有害鳥獣捕獲事業や電気柵設置等による防除対策を行っているが、被害の減少には至っていない。市内全域で農作物が被害を受けている。果樹等被害1.9ha

ノウサギ

正確な被害把握はできていないが、森林における苗木の食害が発生している。

ドバト

被害数値は正確に把握できていないが、大豆を中心とした豆類が被害を受けている。

ニホンジカ

正確な被害把握はできていないが、肱川・河辺地区の森林において成木の樹皮剥離が発生している。また、市町界付近での目撃情報が増加の傾向にあることから、今後被害の増加が懸念される。森林被害0.1ha

ニホンザル

近年、生息や被害が確認されているが、正確な状況は把握できていない。河辺地区など複数の地域で出没の情報があり、自家野菜を中心に被害が生じている。

タヌキ

近年、徐々に生息や農作物の被害が確認できるようになった。果樹被害0.1ha

アナグマ

近年、徐々に生息や農作物の被害が確認できるようになった。果樹被害0.1ha

カワウ

近年、アユを中心とする食害が確認されているが、正確な状況は把握できていない。対策を講じなければ、生息数が年々増加することも考えられ、内水面における生態系や観光業（うかい）への影響も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標 (金額)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	24,483千円	22,000千円
カラス類	390千円	350千円
ヒヨドリ	150千円	135千円
ハクビシン	91千円	80千円
ノウサギ	—	森林の苗木食害を減らす
ドバト	—	豆類や家庭菜園の被害を減らす
ニホンジカ	—	森林(成木)の樹皮剥離被害を減らす
ニホンザル	—	家庭菜園への被害を減らす
タヌキ	4千円	3千円
アナグマ	4千円	3千円
カワウ	—	アユの食害を減らす
合計	25,122千円	22,571千円
指標 (面積)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	43.6ha	40.0ha
カラス類	1.6ha	1.4ha
ヒヨドリ	0.5ha	0.4ha
ハクビシン	1.9ha	1.7ha
ノウサギ	—	森林の苗木食害を減らす
ドバト	—	豆類や家庭菜園の被害を減らす
ニホンジカ	0.1ha	0.1ha
ニホンザル	—	家庭菜園への被害を減らす
タヌキ	0.1ha	0.1ha
アナグマ	0.1ha	0.1ha
カワウ	—	アユの食害を減らす
合計	47.9ha	43.8ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

捕獲等に関する取組

有害鳥獣捕獲事業

大洲市有害鳥獣対策推進協議会が行う有害鳥獣捕獲事業に対し、予算の範囲内でイノシシ10,000円/頭、カラス 1,000円/羽、ヒヨドリ 200円/羽、ハクビシン 3,000円/頭、ノウサギ 3,000円/羽、ドバト 500円/羽、ニホンジカ10,000円/頭、ニホンザル10,000円/頭、タヌキ 3,000円/頭、アナグマ 3,000円/頭の補助金を交付する。

捕獲実績 ※令和5年度は見込み（以降同様）（単位：頭、羽）

年度	イノシシ	カラス	ヒヨドリ	ハクビシン	ノウサギ
令和3	2,830	777	841	534	109
令和4	4,540	543	1,066	661	123
令和5	2,235	466	992	506	96

年度	ドバト	ニホンジカ	ニホンザル	タヌキ	アナグマ
令和3	0	99	0	791	160
令和4	1	109	0	936	305
令和5	1	119	1	493	196

捕獲事業 ※令和5年度は見込み（以降同様）（単位：頭、羽）

年度	事業費	県費	市費	備考
令和3	35,017	6,916	28,101	
令和4	53,322	8,289	45,033	
令和5	28,088	8,719	19,369	

有害鳥獣捕獲檻購入補助事業（市単）（単位：基、円）

年度	数量	補助金額	備考
令和3	4	52,000	購入金額の1/3以内 （上限25,000円）
令和4	14	270,000	
令和5	8	148,000	

課題

狩猟者の高齢化に伴い、捕獲体制が困難な地域が増えつつあるため、狩猟免許取得費の支援を行っているが、減少傾向にある狩猟免許取得者をいかにして増やし、捕獲体制の維持を図るかが課題である。

また、イノシシによる住宅周辺への出没が増加しているが、場所柄、捕獲活動が困難な場合が多く、いかにして地域住民の安全を確保するかが課題である。

防護柵の設置等に関する取組

○鳥獣被害防止総合対策事業（国補） ※令和5年度は見込み（以降同様）

年度	整備地区数	延長 (m)	受益面積 (ha)	事業費 (円)
R 3	2	ワイヤーメッシュ柵 5,632	9.3	3,390,000
R 4	4	ワイヤーメッシュ柵 6,728	11.48	5,010,000
R 5	3	ワイヤーメッシュ柵 6,296	7.85	6,050,000

○鳥獣害防止施設整備事業（県単）

年度	設置件数	延長 (m)	受益面積 (ha)	事業費 (円) (県補助金)
R 3	18	ワイヤーメッシュ柵 3,900	4.6	2,266,000 (686,600)
		電気柵 1,000		
R 4	18	ワイヤーメッシュ柵 2,850	5.8	2,436,500 (610,000)
		電気柵 2,750		
R 5	15	ワイヤーメッシュ柵 3,050	3.4	2,285,450 (644,000)
		電気柵 500		

課 題

防護柵の設置を行った集落・圃場については、一定の効果が上がっているが、周辺への被害転嫁や、設置後の維持・管理が不十分であるために被害が発生するケースがあることから、より効果的な被害対策を検討し、いかにして地域に普及、浸透させるかが課題である。

生息環境管理その他の取組

防護柵設置地区等において、えひめ地域鳥獣管理専門員によるクラウドカメラを活用した有害鳥獣の動態研究及び対策に係る実践講座を行っている。

課 題

集落単位で、耕作放棄地の解消・緩衝帯の設置・放任果樹の撤去等の促進に係る指導を行い、有害鳥獣を寄せつけない集落環境の整備を推進する必要がある。

(5) 今後の取組方針

令和4年度の農林作物被害金額は約25,122千円で、被害面積は約47.9haで、イノシシによる被害が大部分を占めている。

今期計画における被害の軽減目標は、3年間で令和4年度の約10%減とし、被害金額は22,571千円（被害面積43.8ha）に設定している。

被害防止対策として、イノシシ・カラス類などは個体数管理を行う一方、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の普及を推進しているが、引き続き集落単位で施設整備に取り組み、被害の軽減を図るとともに、耕作放棄地の解消、緩衝帯の設置、放任果樹の撤去等の促進に係る指導等により、有害鳥獣を寄せつけない集落環境の整備を推進し、被害防止対策の効果を高めることとする。

ニホンジカやニホンザルについては、近年、被害報告が徐々に増加していることから、目撃・被害情報の収集による実態把握に努めることとし、同様に被害報告が増加傾向にあるタヌキ・アナグマの捕獲にも積極的に取り組むこととする。

また、捕獲従事者の高齢化や減少化が進行する現状を踏まえ、狩猟免許取得に関する助成制度を継続し、捕獲体制の維持を図るとともに、県・猟友会等の関係機関と連携してICTを活用した獣害対策の検討、被害対策研修会の実施による農林業者や地域住民自らが被害防除を行う必要性の啓発を進め、統一した見解の下で有害鳥獣を寄せつけない集落環境の整備を行うこととする。

なお、カワウ対策については、花火等による追払いや威嚇をはじめ、銃器による捕獲など、肱川漁業協同組合と大洲喜多猟友会及び川上猟友会が連携して被害対策を講じるほか、ねぐら・コロニーの把握や、有効な被害対策について情報収集を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大洲喜多猟友会及び川上猟友会により、市内ほぼ全域に支部が組織されているため、地元農家からの被害報告に基づき、猟友会が市から有害鳥獣捕獲許可を受けて捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ カラス類 ニホンジカ ニホンザル	有害鳥獣による農林水産物被害は年間を通して発生していることから、予察計画に基づく通年の有害鳥獣捕獲事業により捕獲奨励金を支出する。 また、大洲市有害鳥獣対策推進協議会と連携し、捕獲従事

令和7	ハクビシン ノウサギ ヒヨドリ ドバト	者の確保のため狩猟免許取得の推進や捕獲機材充実のため箱わな等の導入を図る。 なお、狩猟者のための研修会を実施し捕獲技術の向上を図り捕獲効果を高める。
令和8	タヌキ アナグマ カワウ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 近年の有害鳥獣捕獲数を参考に今後の捕獲数を推測するとともに、愛媛県が作成している鳥獣保護管理事業計画及び愛媛県イノシシ適正管理計画に即して適正な捕獲を実施する。</p> <p>【カラス類・ニホンザル・ハクビシン・ノウサギ・ヒヨドリ・ドバト・タヌキ・アナグマ】 近年の有害鳥獣捕獲数を参考に今後の捕獲数を推測するとともに、愛媛県が作成している鳥獣保護管理事業計画及びニホンザル適正管理計画に即して適正な捕獲を実施する。</p> <p>【ニホンジカ】 近年の有害鳥獣捕獲数を参考に今後の捕獲数を推測するとともに、愛媛県が作成している鳥獣保護管理事業計画及び愛媛県ニホンジカ適正管理計画に即して適正な捕獲を実施する。</p> <p>【カワウ】 近年の被害状況を参考に生息数を推測した上で、今後の捕獲数を設定し適正な捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位：頭、羽）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	3,200	3,200	3,200
カラス類	1,220	1,220	1,220
ニホンジカ	100	100	100
ニホンザル	10	10	10
ハクビシン	500	500	500
ノウサギ	80	80	80
ヒヨドリ	400	400	400

ドバト	10	10	10
タヌキ	1,000	1,000	1,000
アナグマ	100	100	100
カワウ	20	20	20
捕獲等の取組内容			
イノシシ・カラス類・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・ノウサギ・ヒヨドリ・ドバト・タヌキ・アナグマ・カワウ			
<p>大洲市有害鳥獣対策推進協議会により銃器・箱わな・くくりわなによる有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>カワウについては銃器を用いて肱川流域を中心に有害捕獲を実施する。</p> <p>捕獲実施予定時期については、年間を通して農林水産物の被害が発生していることから予察計画に基づき、通年で実施する。</p> <p>捕獲は、農家等からの被害報告に基づき、効果的と考えられる場所で実施する。</p>			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
ハクビシン	ワイヤーメッシュ柵 20,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン	見回り等による侵入防止策の確認及び指導を行う。	見回り等による侵入防止策の確認及び指導を行う。	見回り等による侵入防止策の確認及び指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

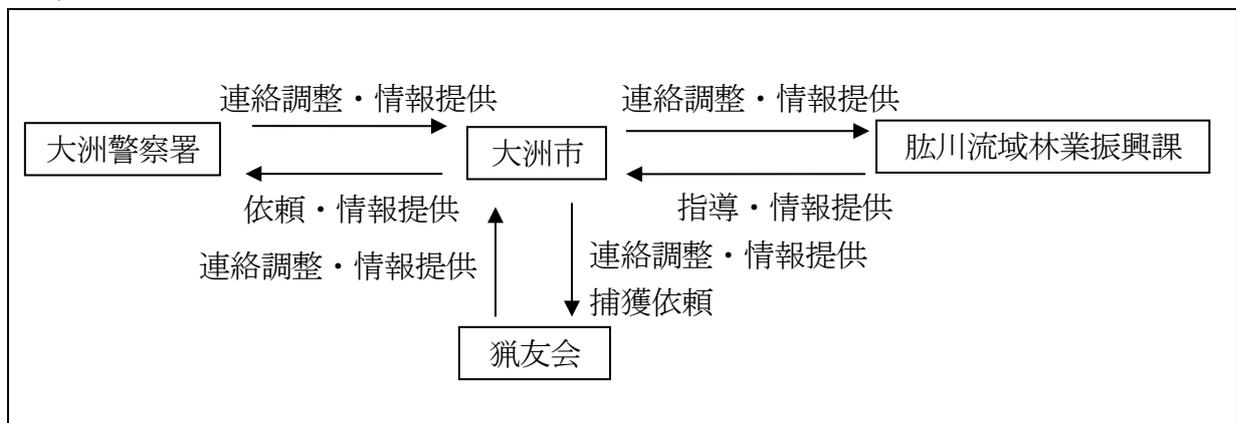
年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 6～8	イノシシ カラス類 ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ノウサギ ヒヨドリ ドバト タヌキ アナグマ カワウ	市内各地域において、研修会や広報活動による啓発を実施するとともに、地域住民が連携して取り組める被害防止策を検討する。また、耕作放棄地の解消等集落の環境を整備する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
大洲警察署	住民退避、交通規制等
大洲喜多猟友会 川上猟友会	有害鳥獣の捕獲等
八幡浜支局 肱川流域林業振興課	被害防止対策の指導等
大洲市	関係機関との連絡調整、有害鳥獣の捕獲依頼等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

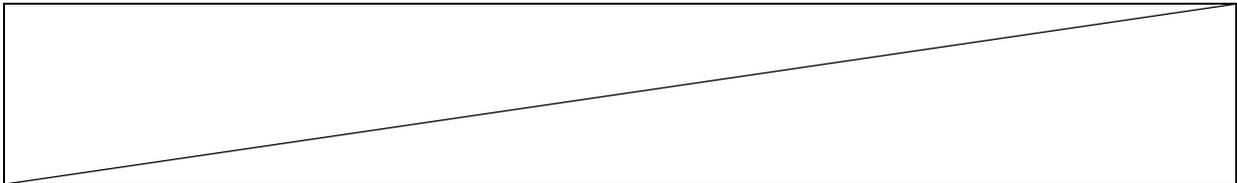
イノシシについては、現在、焼却処分または捕獲者が自家消費として活用。
その他の対象鳥獣については、埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

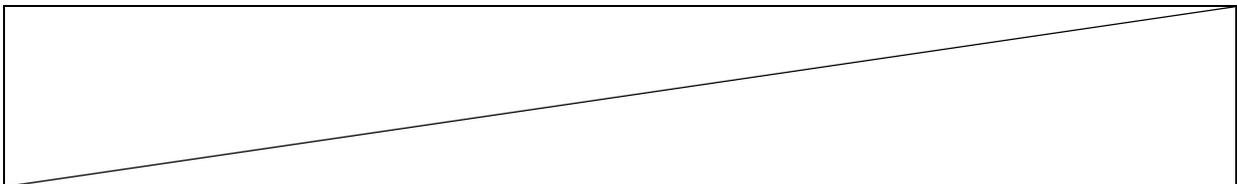
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組



(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組



9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大洲市有害鳥獣対策推進協議会
構成機関の名称	役 割
大洲市農林水産部農林振興課	被害防止計画の策定 等
愛媛たいき農業協同組合	被害状況情報収集 等
愛媛県農業共済組合（喜多出張所）	被害状況情報収集 等
大洲喜多猟友会	有害鳥獣の捕獲 狩猟免許取得の推進 等
川上猟友会	有害鳥獣の捕獲 狩猟免許取得の推進 等
学識経験者（鳥獣保護管理員）	鳥獣に関する情報提供 等
大洲市森林組合	事務局・協議会の連絡調整 被害状況情報収集 等

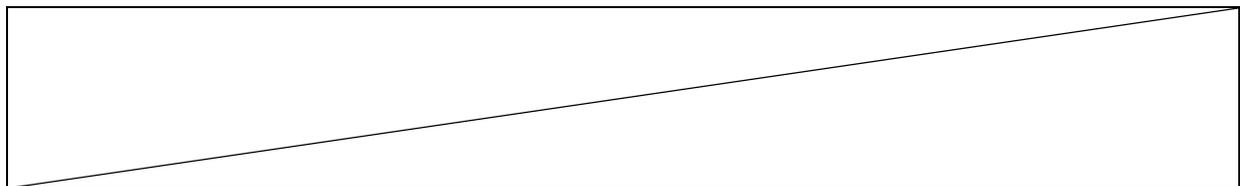
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
大洲警察署生活安全課	被害状況情報収集・有害鳥獣捕獲の協力
愛媛県南予地方局農林水産振興部 農業振興課	被害防止対策指導
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局肱川流域林業振興課	オブザーバーとして有害鳥獣捕獲指導、 狩猟免許取得の指導等
愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局地域農業育成室大洲農業指導班	オブザーバーとして被害防止対策指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年9月17日に実施隊が結成され、近年は市職員10名程度の構成であるが、今後は、民間（猟友会）からも隊員を確保していくことにより強化を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項



10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣においては、農作物等への被害に加えて、市街地へ出没することが増加してきており、猟友会、警察、市が連携して市民の生命に危害が及ばないよう対応している。

しかしながら、市街地での鳥獣の捕獲対応は困難であるため、鳥獣を山に追い返すことが主となっている。

鳥獣が市街地へ出没し、市民の生命に危害が及ぶ場合、現場の指揮系統を明確にしておくことが必要である。